

記入例

同意書

(障害福祉分野就職支援金貸付用)

記入した日を書いてください。

記入日 20●●年 ●月 ●日

- 1 申請者は、障害福祉分野就職支援金貸付の貸付要綱を承諾のうえ、貸付申請および個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 2 連帯保証人は、障害福祉分野就職支援金貸付の貸付要綱、連帯保証人の責務等を承諾し、個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 3 申請者および連帯保証人は、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、将来にわたって

内容を確認の上、2つのチェック欄にチェックして下さい。

各項目ご確認、ご理解のうえ、必ず□をしてください。

下記の「連帯保証について」、「情報提供義務について」、「個人情報の取扱に関する同意事項」、「大阪府社会福祉協議会 障害福祉分野就職支援金貸付要綱・要領（抜粋）」を十分読み、理解しました。
(ホームページより印刷する方は、本同意書のすべて（4ページ）を印刷して、添付してください)

申請者および連帯保証人が、**各自自署**しました。（代筆は不可です）

申請者が、自署してください。

申請者（借受人）自署 人材 正

連帯保証人になる方が、自署してください。

【個人】連帯保証人（予定）自署 人材 次郎

【法人】連帯保証人（予定）

（法人保証を行う法人名）

法人保証を利用しない場合、この欄は空白

（代表者
公印）

【連帯保証について】

① 連帯保証人の責務について

申請者（以下、借受人）に貸付要綱の規程通りの返還をいただけない場合、借受人に代わり、連帯保証人に返還いただくことになります。

② 連帯保証人の特徴について

連帯保証人は、次の事由がある場合においても府社協からの返還の請求を拒むことはできません。

- ア 府社協が借受人へ返還の請求を十分に行っていないこと。
- イ 借受人が資産を有していること。

③ 連帯保証人の責任の範囲について

複数の連帯保証人がいる場合であっても、連帯保証人それぞれが、借用金、延滞利子並びに借用金から生じる一切の債務の全額について責任を負担することになります。

【情報提供義務について】

① 申請者から連帯保証人（個人）への情報提供義務

申請者は、連帯保証人になることを他人に依頼する場合、連帯保証人になるかどうかの判断を助けるために、申請者の財産や収支の状況、申請する債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報を提供しなければなりません。

② 連帯保証人（個人および法人）から府社協に対して求められる情報

連帯保証人は、府社協に対して、主債務についての返還の状況に関する情報の提供を求めることができます。

【個人情報の取扱に関する同意事項】

① 個人情報の利用目的および取得について

本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の就業の促進ならびに質の高い介護人材の確保に資すること、債権保全を目的とします。

本会は、障害福祉分野就職支援金の貸付に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

② 個人情報の利用について

本事業において、個人情報を利用する場合は、上記による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

ここでいう第三者は、業務従事先事業所、他の社会福祉協議会、福祉事務所、警察、市町村など行政機関等をさします。

③ 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく本事業の目的以外に利用すること、および上記〈個人情報の利用について〉による場合と法令に基づく場合を除き、第三者への提供はいたしません。

④ 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規定による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合については、身分証明書等により本人であることを確認したうえで開示します。

⑤ 個人情報の種類（本事業にかかわって取得・利用する個人情報）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ①障害福祉分野就職支援金貸付申請書 | ②住民票（謄本） |
| ③借受人決定・不承認通知書 | ④障害福祉分野就職支援金貸付借用証書 |
| ⑤印鑑登録証明書 | ⑥源泉徴収票又は住民税課税証明書 |
| ⑦振込先金融機関の通帳など（写し） | ⑧貸付金振込口座届出書 |
| ⑨業務従事開始届 | ⑩現況報告書 |
| ⑪業務従事期間証明書 | ⑫障害福祉分野就職支援金返還計画書 |
| ⑬障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書 | |
| ⑭障害福祉分野就職支援金返還免除申請書 | |
| ⑮各種 承認・不承認通知書 | |
| ⑯その他会長が必要と認める各種届及び書類 | |

【大阪府社会福祉協議会 障害福祉分野就職支援金貸付要綱・要領（抜粋）】

～貸付後の留意点～

要綱（返還の債務の当然免除）

第6条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

1 第2条（2）の障がい福祉職員として就労した日から、大阪府内において、2年間、引き続き、障がい福祉職員の業務に従事したとき。
ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、大阪府外において障がい福祉職員の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

なお、前述の「2年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上を標準として会長が定めることとする他、障がい福祉職員の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、障がい福祉職員の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により第6条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により障がい福祉職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、障がい福祉職員の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

2 障がい福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

要綱（返還）

第7条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から6カ月以内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

なお、返還の適用に当たっては、障がい福祉職員の業務に従事した者の定着促進を図ることを鑑み、返還の適用の前に貸し付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、第6条の貸付額に係る返還の債務を免除できるよう促すことに努めるものとする。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 大阪府内において、障がい福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

要領（届出義務）

第14条 借受人は、次に掲げる事由が生じた場合には、直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に異動があったとき。
- (2) 借受人であることを辞退するとき。
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届等の事実を証明する書面を添えて直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、就職支援金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。
- 4 借受人が、業務従事先を変更したとき又は障がい福祉職員の業務に従事しなくなったときは、業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

要綱（延滞利子）

第10条 会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。